

〔居宅系サービス〕 介護報酬加算等 前年度又は直近3か月の実績要件・実績対象期間 早見表

介護報酬に係る**加算等の要件**において、**前年度又は直近3か月の実績**により、**算定の可否等を判断**するものは、下表のとおりです。
詳細については、厚生労働省の介護報酬告示及び解釈通知等をご参照ください。

加 算 等	サービス種類	加算等の区分	実 績 要 件		実 績 対 象 期 間				備 考
					前年度 又は 直近3か月 <例外> 前年度実績 6か月未満 ⇒ 直近3か月のみ	前年度 <例外> 前年度実績 6か月未満 ⇒ 直近3か月	前年度 <例外> 前年度実績 6か月未満 ⇒ 別途要件	直近3か月 <例外> (なし)	
特定事業所加算	訪問介護	(Ⅰ)	訪問介護員等における 介護福祉士の割合	30%以上	○				
		(Ⅱ)	訪問介護員等における 介護福祉士等の割合	50%以上	○				介護福祉士等 ⇒ 介護福祉士及び実 務者研修、旧基礎研 修、旧1級課程修了者
		(Ⅰ) (Ⅲ)	利用者数(実人員又は 延人員)における 重度要介護者等の割合	20%以上	○				重度要介護者等 ⇒ 要介護4以上他
		(Ⅳ)	利用者数(実人員又は 延人員)における 重度要介護者等の割合	60%以上	○				重度要介護者等 ⇒ 要介護3以上他
サービス提供体制 強化加算	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	(Ⅰ)イ (Ⅰ)ロ	介護職員における 介護福祉士の割合	イ:40%以上 ロ:30%以上		○			
			介護職員における 介護福祉士等の割合	イ:60%以上 ロ:50%以上		○			介護福祉士等 ⇒ 介護福祉士及び実 務者研修、旧基礎研 修課程修了者
	訪問看護 介護予防訪問看護		看護師等における 勤続年数3年以上の割合	30%以上		○			看護師等 ⇒ 保健師、看護師、 准看護師、PT、OT、S T
	通所介護 介護予防通所介護	(Ⅰ)イ (Ⅰ)ロ	介護職員における 介護福祉士の割合	イ:50%以上 ロ:40%以上		○			
		(Ⅱ) (Ⅲ)	利用者にサービスを直接 提供する職員における 勤続年数3年以上の割合	30%以上		○			直接提供する職員 ⇒ 生活相談員、介護 職員、看護職員、機能 訓練指導員
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリ テーション	(Ⅰ)イ (Ⅰ)ロ	介護職員における 介護福祉士の割合	イ:50%以上 ロ:40%以上		○			
		(Ⅱ)	利用者にサービスを直接 提供する職員における 勤続年数3年以上の割合	30%以上		○			直接提供する職員 ⇒ PT、OT、ST、看護 職員、介護職員
中山間地域等の 小規模事業所加算	訪問介護		1月あたり 平均延訪問回数	200回以下		○			中山間地域等 ⇒ 以下の各法律に基 づく対象地域 ●特定農山村法 ●半島振興法 ●過疎地域自立促進 特別措置法 ●辺地に係る公共的 施設の総合整備のた めの財政上の特別措 置等に関する法律 ※長寿介護課HP「介 護保険事業者指定の 手引」(新規指定ノ 体制届)参照。
	介護予防訪問介護		1月あたり 平均実利用者数	5人以下		○			
	訪問入浴介護		1月あたり 平均延訪問回数	20回以下		○			
	介護予防訪問入浴介護		1月あたり 平均延訪問回数	5回以下		○			
	訪問看護		1月あたり 平均延訪問回数	100回以下		○			
	介護予防訪問看護		1月あたり 平均延訪問回数	5回以下		○			
	福祉用具貸与		1月あたり 平均実利用者数	15人以下		○			
	介護予防福祉用具貸与		1月あたり 平均実利用者数	5人以下		○			
	居宅介護支援		1月あたり 平均実利用者数	20人以下		○			

加 算 等	サービス種類	加算等の区分	実 績 要 件		実 績 対 象 期 間				備 考
					前年度 又は 直近3か月 ＜例外＞ 前年度実績 6か月未満 ⇒ 直近3か月のみ	前年度 ＜例外＞ 前年度実績 6か月未満 ⇒ 直近3か月	前年度 ＜例外＞ 前年度実績 6か月未満 ⇒ 別途要件	直近3か月 ＜例外＞ (なし)	
看護体制強化加算	訪問看護		実利用者数における 緊急時訪問看護加算 算定者の割合	50%以上				○	
			実利用者数における 特別管理加算 算定者の割合	30%以上				○	
			ターミナルケア加算 算定者の人数	1名以上				○ (直近12か月)	
	介護予防訪問看護		実利用者数における 緊急時介護予防訪問看護加算 算定者の割合	50%以上				○	
			実利用者数における 特別管理加算 算定者の割合	30%以上				○	
中重度者ケア 体制加算	通所介護		利用者数(実人員又は 延人員)における 要介護3以上の割合	30%以上	○				
	通所リハビリテーション		利用者数(実人員又は 延人員)における 要介護3以上の割合	30%以上	○				
認知症加算	通所介護		利用者数(実人員又は 延人員)における日常生活 自立度Ⅲ以上の割合	20%以上	○				
通所系サービスの 規模区分	通所介護	通常規模	1月あたり 平均利用延人員数	750人以下			○		※長寿介護課HP「介護保険事業者指定の手引」(新規指定/体制届)に掲載の体制届添付書類「別紙4-1(通所介護)/4-2(通所リハビリ)」参照。 ※通所介護の規模区分「小規模」は、平成28年度から廃止。
		大規模Ⅰ	※ 介護予防通所介護を 一体的に実施する場合は、 その利用人員数を含む。	750人超 900人以下					
		大規模Ⅱ		900人超					
	通所リハビリテーション	通常規模	1月あたり 平均利用延人員数	750人以下			○		
		大規模Ⅰ	※ 介護予防通所リハビリを 一体的に実施する場合は、 その利用人員数を含む。	750人超 900人以下					
		大規模Ⅱ		900人超					

【 留 意 事 項 】

1 前年度実績と実績対象期間

前年度の実績から、3月は除かれます。よって、実績対象期間が前年度となる場合、具体的には次のとおりです。
(体制届の提出が必要となる場合は、3月1日～15日の間に提出してください。)

- 「前年度の4月1日以前」に新規指定を受けた事業所 ⇒ 実績対象期間 : 4月～2月 (11か月)
- 「前年度の5月1日以降」に新規指定を受けた事業所 ⇒ 実績対象期間 : 新規指定月～2月

「前年度の10月1日以降」に新規指定を受けた事業所(「本年度の4月1日以降」に新規指定を受けた事業所を含む)については、「前年度実績6か月未満」となります。

実績対象期間が直近3か月となる場合は、体制届提出月の直近3か月の実績が要件を満たすとともに、報酬算定月以降の直近3か月の実績について、毎月確認し、算定の可否を判断する必要があります。
ただし、「看護体制強化加算」については、報酬算定月の前月15日の時点で、直近3か月の実績見込が要件を満たす場合、体制届の提出が可能となります。

なお、事業を再開した場合は、上記における「新規指定を受けた事業所」を「事業を再開した事業所」と読み替えてください。

2 新規指定(又は再開)事業所における加算の算定可能最速時期

新規指定を受けた事業所(又は事業を再開した事業所)において、直近3か月の実績により、加算の算定が可能となる最速の時期は、次のとおりです。

- 「特定事業所加算」「サービス提供体制強化加算」「中山間地域等の小規模事業所加算」「中重度者ケア体制加算」「認知症加算」
⇒ 新規指定(又は再開)から5か月目
(当初3か月間の実績が要件を満たす場合、4か月目の1日～15日の間に体制届を提出してください。)
(ただし、報酬算定月の直近3か月の実績により判断するため、2か月目～4か月目の実績が要件を満たさなかった場合、5か月目からの算定はできません。)
- 「看護体制強化加算」
⇒ 新規指定(又は再開)から4か月目
(当初3か月間の実績が要件を満たす見込の場合、3か月目の1日～15日の間に体制届を提出してください。)
(ただし、結果的に要件を満たさなかった場合は、4か月目からの算定できません。)